

岐阜市北部プラントガス需給仕様書

1 概要

- (1) 件名 岐阜市北部プラントで使用するガス
- (2) 供給場所 岐阜市西中島6丁目3番25号
- (3) 供給建物 岐阜市北部プラント
- (4) 業種及び用途 下水道施設（下水処理場）

2 仕様

- (1) ガス種別 都市ガス（13A）
- (2) 供給熱量 45MJ/m³
- (3) 供給圧力 低圧
- (4) 予定使用量等 別紙のとおり
- (5) 供給期間 令和2年10月の検針日の翌日から令和3年10月の検針日まで
- (6) 計量器

種別	メーター番号	最大ガス 通過流量 (m ³ /h)	負荷計測器	設置場所	主な使用機器
ボイラー用	ND40-000819	32	有	りん回収 施設北	簡易ボイラー×2台

※財産については、岐阜市を供給区域とする一般ガス導管事業者のものである。

(7) 需給地点

岐阜市を供給区域とする一般ガス導管事業者が設置したガス供給設備の最終フランジの接続点

(8) 供給期間中のガスの契約に影響するようなガス設備の変更予定なし

3 その他特記事項

(1) ガス料金の計算方法

ア ガス料金の算定は、1月（前月の検針日の翌日から当月の検針日までの期間をいう。）の使用量により行うものとする。

イ 毎月のガス料金＝定額基本料金

$$+ \left((\text{従量料金単価} + \text{原料費調整額}) \times \text{ガス使用量} \right)$$

（消費税及び地方消費税相当分を含む。）

ウ 原料費調整額は、原則、岐阜市を供給区域とする一般ガス導管事業者が適用する金額とし、適用期間についても同様とする。

エ ガス使用量の単位は、立方メートルとし、その端数は小数点第1位以下の端数を切り捨てる。

オ ガス料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。

カ 別途、ガス料金の割引提示をする場合は、計算方法及び適用条件を明示すること。

(2) 時間当たりの最大使用量の算出が必要な場合は、負荷計測器の設置、又は、計量器の最大ガス通過流量の合計値を最大使用量とするなど、発注者受注者協議のうえ、決定する。

(3) 今回の契約を執行するため、負荷計測器設置等の改造費用が発生する場合は、受注者負担とする。

(4) 毎月の請求書等は北部プラントへ送付すること。

(5) 受注者は、ガス事業法（昭和29年法律第51号）の定めるところにより、消費機器の調査、危険発生防止周知を行うものとし、ガス工作物の点検、緊急保安は、岐阜市を供給区域とする一般ガス導管

- 事業者が行うものとする。
- (6) この仕様書に定めのない事項については、発注者受注者協議のうえ定めるものとする。

予定使用量

供給年月		ガス最大使用量 (m ³ /h)	ガス使用量 (m ³)
令和2年	11月	31	14,000
令和2年	12月	26	11,000
令和3年	1月	31	14,000
令和3年	2月	31	14,000
令和3年	3月	31	13,000
令和3年	4月	27	11,000
令和3年	5月	30	14,000
令和3年	6月	31	16,000
令和3年	7月	32	19,000
令和3年	8月	32	18,000
令和3年	9月	28	12,000
令和3年	10月	30	14,000
合計			170,000

※ いずれも予定数量であり、実際の取引においては、検針による。また、発注者の都合により予定数量を上回り、又は下回ることができる。